

一宮市災害時支援企業等募集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震や台風など、大規模な災害の発生時及び災害発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、自らが保有する資源等を地域住民に提供するなど、地域支援が可能な企業・団体・事業所等（以下「支援企業等」という。）を募集することにより、市民の安全の確保及び被害拡大の防止並びに市民生活の早期復旧を目指すことを目的とする。

(募集の対象)

第2条 募集の対象は、災害時において自らが保有する資源等を市民に無償で提供できる支援企業等とする。

(支援の内容)

第3条 支援企業等が提供する支援は、次のとおりとする。

- (1) 一時避難場所となる敷地、建物等の提供
- (2) 自家発電等による電力、ガス等の提供
- (3) 備蓄物資、資機材等の提供及び貸出し
- (4) 専門知識又は能力を生かした人的活動の提供
- (5) 前4号に掲げるもののほか、災害時に必要となる支援

(届出)

第4条 前条に規定する支援が可能な支援企業等は、災害時支援企業等届出書（様式第1）及び支援企業等が提供する支援に関する調査票（様式第2）を市に提出するものとする。

(確認)

第5条 前条に規定する書類が提出された場合、市は支援の具体的内容について個別に協議を行うとともに、次の基準に基づき支援内容の確認を行うこととする。

- (1) 社会一般的に周辺住民への支援として妥当と判断できるものであること。
- (2) 届出の支援内容の履行が客観的に可能であると判断できること。

(協定の締結)

第6条 前条による確認が行われた際は、市及び支援企業等との間で別途書面により協定書を締結するものとする。

(支援企業等の責務)

第7条 支援企業等は、災害等により自らが被災するなど支援を行うことが困難な場合を除き、共助の精神に基づき、可能な限り前条に定める協定（以下「協定」という。）に従い支援を行うものとする。

(費用等の負担)

第8条 協定に基づく支援に要する費用は、支援企業等の負担とする。

(住民への周知)

第9条 市は、協定を締結した場合、支援企業等であることを示す掲示物を交付するとともに、支援企業等の名称、協定の内容等について一宮市公式ウェブサイトに掲載するなど広く住民に周知するものとする。

(雑則)

第10条 本要綱に定めのないものについては、別途定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。